

工場立地法届出事務移譲に伴う緑地・環境施設面積比率に関する地域準則条例等の適用

工場立地法第4条第1項第1号に規定する緑地・環境施設面積の敷地面積に対する割合

工業・準工業地域	(国) 工場立地に関する準則		東京都工場立地法地域準則条例	
緑地	20%以上	準則第2条	15%以上	条例第4条第1項
環境施設	25%以上	準則第3条	20%以上	条例第4条第2項

- ◇ 敷地面積に対する緑地・環境施設の面積率については、従来から東京都の地域準則条例が適用されております。
- ◇ 東京都工場立地法地域準則条例では、大規模工場の流出防止、建替え促進等の観点から、工業・工専地域及び準工業地域における敷地面積に対する緑地・環境施設の面積率は、国の基準よりも5%緩和されております。
- ◇ 工場立地法届出事務が東京都から市へ移管する平成24年4月1日以降、市が必要に応じて地域準則条例を制定した場合、施行日から市の地域準則が適用となります。
- ◇ 市が地域準則条例を制定しない場合、平成24年4月1日から1年間の経過措置により、平成25年3月31日までは、東京都の地域準則が適用となります。
- ◇ 1年間の経過措置がなくなる平成25年4月1日以降、市が地域準則条例を制定しない場合は、国の準則が適用となり、緑地面積率は5%アップして20%以上となります。
→工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）
- ◇ 小平市は、現在のところ地域準則条例を制定する予定はございません。

権限移譲に伴う地域準則の適用

※東京都工場立地法地域準則条例 H25. 4. 1改正予定
東京都では工場立地法一部改正施行後(平成24年4月1日施行)
1年の経過を待って地域準則条例を改正する予定

